破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第８９９号
仙台市若林区沖野７丁目40番95号　サンフラワーおきのＡ202、従前の住所山形市鈴川町２丁目10番27号　メゾンドベルリバー　102号
債務者　半澤　　南
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９３５号
仙台市太白区西中田７丁目８番１号　セゾンさつきＡ棟103
債務者　我妻佳小里
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２７号
仙台市太白区西中田６丁目21番１―106号
債務者　大塚　和俊
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４３３号
茨城県ひたちなか市大字長砂1074番地４
債務者　川又ちや子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４４２号
茨城県水戸市元吉田町1636番地の６
債務者　山野恵美子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１１２０号
京都市上京区大宮通出水上る清元町741番地９、前住所京都市西京区川島北裏町126番地１アメイジング桂　401
債務者　田村ひろ子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３３号
京都市伏見区深草石橋町５番地３　クラスター山田202号、前住所京都市伏見区横大路朱雀９番地　伏水ハイツ703号
債務者　中土居京子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４２号
京都市北区大宮薬師山西町10番地14　シャルマン洛北　113号、前住所京都市北区鷹峯藤林町６番地の321
債務者　逵　　治美
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４８号
京都府八幡市男山弓岡３番地―203―503、前住所京都府八幡市下奈良上ノ段１番地の10302
債務者　巖　　実希
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５２号
京都市右京区梅津坂本町８番地の18
債務者　松田　茂和
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４７８号
兵庫県姫路市野里新町２番38号
債務者　松本　康弘
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１１号
兵庫県加古川市東神吉町砂部33番地の19
債務者　水井　榮子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１９号
兵庫県姫路市中地706番地　グローバル姫路中地308
債務者　中田　聖子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第９７６号
広島県東広島市西条町寺家6195番地３　サンシャイン寺家Ａ棟101号
債務者　竹本　　忍
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１００４号
広島市西区己斐中３丁目44番20号
債務者　原　　文生
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４号
広島県東広島市黒瀬切田が丘１丁目28番14号
債務者　俵　　久子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
広島地方裁判所民事第４部